

し小野工場長ニ會見シ懇時、年当ヲ復治シ本
給ニ繰上ルコトノ要求書ヲ提出シタリ、且工場
長ハ安達西川ノ函君ヲ才三、若三ニテ、本工
場トハ無關係ノモノナル本問題ニ関シ、將其ノ
要ナシト會見ヲ謝絶シタリ、以テ他三名ノ交
渉ノ衝ニシヨレリ、

工場長ハ戰時年當ハ即チ米價年當トシテ
支給セルモノニシテ、本支給ハ最初工場ニ於テ
米一斛四才六匁ニテ職工全部ニ供給シタリ、
其價格ヲ三才八ニ引下ケタルトテ、之ヲ廢止
スルノ規約ニ依リ、本年九月三十才ニ引下ケ
同月ヨリ米價補給即チ米價年當ヲ廢止
シタルモノナリ、室何宿店食料一日二十才ヲ

二十五才ニ値上シタルハ職三側ヨリ幾有値上
スルモ、以テ米食物ノ供給ヲ望ミタルヨリ、値上
シタルモノニシテ、現ニ若クシテ改善セルハ事實
ナリ、故ニ本要求ハ何等ノ理由ナキモノナリト
拒絕スルヤ、彼等ハ之ヲ諒トスルモ、本件關係
職工多數ナルヲ以テ、是等ニ徹底的説明
セラレタキ旨申出ヲタリ

於是工場長ハ五日工場内食堂ニ本爭議
ニ關係セリト認め、日勤者二百五十名ヲ
集メ各要求ニ対スル回答認不可能ナル事由
ヲ説明シ、孰レモ、辭才剛ニ退場シテ、勤操ノ
模様ナシ、但シ小石川労働會ハ此儘止ム可
キニアラズトシ、幹部等ハ、協議續行中ナ